

(セッション2 中国)

倒産管財人の責任をめぐる諸制度の健全化

弁護士 尹 正友¹⁹

抜粋：中国法の倒産管財人制度は、現行の企業破産法によって初めて導入された重要な制度である。そのうち、倒産管財人の責任に関する内容は、倒産管財人制度を構成する重要な部分にもかかわらず、企業破産法及び倒産法に関する司法解釈には、倒産管財人の民事的責任、行政的責任及び刑事的責任についての抽象的な一般規定しか設けられていない。このように、現行の企業破産法は、倒産手続において、倒産管財人が不当な行為または不法行為を起こした場合の責任に関して、それぞれ義務と責任を規定しているが、まだ体系的・具体的なものではない。そのため、筆者は、倒産管財人の実務の視点から、倒産管財人の責任に関する制度をより健全化させるための意見を若干提案させていただき、倒産管財人制度のさらなる改善を期したい。

キーワード：倒産管財人、民事的責任、行政的責任、刑事的責任

一、中国法における倒産管財人制度の概要

倒産管財人制度の導入は、中国法にとって革新的な出来事である。立法者は、従来の中国法に存在しなかった倒産管財人の制度を中華人民共和國企業破産法（以下は「企業破産法」とする）に導入し、かつ倒産管財人を倒産事件の手続運営の中心的な立場に置くことにした。それにより、裁判所は負担が軽減され、倒産における裁判事項および手続の運営に専念できるようになった。倒産管財人制度について、具体的に、以下のものが重要である。第一に、倒産管財人の資格である。法律事務所、公認会計士事務所または破産清算事務所が倒産管財人の職に就く資格を与えられた（企業破産法第 24 条）。これらの者は、専門機

¹⁹ 北京市炜衡法律事務所シニアパートナー弁護士、中華全国律師協會破産再生専門委員会主任、北京市律師協會破産清算専門委員会主任、北京市海淀区律師協會倒産法研究会会長、北京市倒産法学会副会長、東アジア倒産再建協会の会員、国際倒産学会創設会員。

関であるとともに、独立した市場の主体でもあるので、倒産管財人の職に就く場合に、一定の責任を負わなければならない。第二に、倒産管財人の権限である。具体的には、債務者企業の経営権の引受け、債務者財産の管理・整理・清算と財産状況の調査、および倒産手続の進行に関する手続事項等が内容である（企業破産法第 25 条）。第三に、倒産管財人の責任である。法律は、「倒産管財人が本法の定める勤勉忠実義務に基づいて職務を履行しなかった場合、賠償請求を負う」（企業破産法第 130 条）とするとともに、「本法の規定に違反し、犯罪を犯した場合に、その刑事的責任を追及する」（企業破産法第 131 条）とした。

以上のように、倒産管財人の責任に関して、企業破産法はいくつかの規定を設けているが、その内容が曖昧で、かつ具体性を有しない。実際に、倒産管財人の責任を追及するとき、少なくとも次の点を明確にしなければならない。まず、勤勉忠実義務について、実務の中で義務の内容が明確ではない。次に、民事的責任に関して、責任の免責事由を設けるべきかどうか、それに免責事由の内容をいかなるものにするかである。さらに、行政的責任に関して、現行法は裁判所に行政的責任を課す権限を与えたが、中立的な裁判者という裁判所の役割からすれば、検討する余地があろう。最後に、刑事的責任について、刑法の中に倒産管財人の刑事的責任に関する条文が存在せず、実務の中で、業務上横領罪により処罰する事案が現れている。業務上横領罪による処罰が企業破産法の規定または罪刑法定主義という刑法上の原則と相容れるか、倒産管財人に選任された専門機関が「単位犯罪」（訳者注：「単位」とは、「法人企業、非法人企業、社団、国家機関または団体」を指す（刑法第 30 条）。中国法における「単位犯罪」は、日本法の「法人犯罪」に較べて範囲がより広い。法人か非法人か、または会社か企業か機関かを問わず、すべての「単位」が処罰対象となる²⁰⁾の犯罪主体となるかなど、なお検討されうる。また、前記の諸問題を議論する際に、民事的責任、行政的責任及び刑事的責任を包括的に視野に入れるべきであろう。

二、倒産管財人の民事的責任

²⁰⁾ 張明楷『刑法学』（法律出版社、2011 年）138 頁参照。

民事賠償責任は、倒産管財人が負う法的責任の中で最も重要なもので、倒産管財人の責任をめぐる諸制度の中核をなしている。企業破産法は、「倒産管財人が本法の定めに基づき、勤勉かつ忠実に職務を務めず、債権者、債務者または第三者に損失を与えた場合に、賠償責任を負わなければならない」と規定している。民事的責任を負う具体的な方法は、財産の返還及び損失の賠償等が考えられる。ただ、筆者が倒産管財人を務めていた経験からすれば、前記条項の実務運用は議論の余地がある。そのために、以下は主な争点について私見を述べさせていただき、中国法における倒産管財人の民事的責任に関する制度の健全化に寄与することを望みたい。

1、勤勉忠実義務の内容について

勤勉忠実義務違反は、倒産管財人が民事的責任を負う前提と根拠である。その責任を負う方法は、主に民事的責任である。企業破産法は、倒産管財人に対して一般的な勤勉忠実義務を課しているが、勤勉忠実義務の中身について何ら言及していない。しかし、実際に、倒産事件にかかわる業務は非常に幅が広く、総合的かつ複雑である。倒産管財人を務める専門的な社会機関も三つの業界分野にまたがり、それぞれの職業における勤勉忠実義務の中身も異なるであろう。特に、債権者、債務者または倒産管財人の立場が異なるため、倒産管財人の具体的な行為について、勤勉忠実義務を果たしたかどうかの判断は異なる意見を抱くことがある。勤勉忠実義務に対する違反が倒産管財人が民事的責任を負う前提と根拠なので、倒産管財人が負う民事的責任を明らかにするには、倒産管財人の勤勉忠実義務の中身を究明しなければならない。

筆者は、最高人民法院が司法解釈または司法政策的文書を発布し、倒産管財人の勤勉忠実義務の中身を具体化し、倒産管財人の業務に指針を与えることを期待したい。そのほかに、最高人民法院は、いままで裁判所の中で行ってきた倒産法の業務を総括したうえ、倒産事件にかかわる裁判所以外の主体も統合する形で、倒産管理局の立ちあげを政府に呼びかけるべきだと考える。倒産管理局が倒産事件の管理と倒産業務従事者の監督を専ら司る。全国レベルの倒産管理局は財政部（財務省）の下部機関とし、省レベルの倒産管理局は各省の財政

庁の下部機関とする。倒産管理局が業界のガイドラインを制定し、または行政法規を発布できれば、倒産管財人の勤勉忠実義務をめぐる様々な論争に終止符を打って、倒産管財業務の円滑化に寄与する。

2、民事的責任の免責事由について

企業破産法は、倒産管財人の不当な職務遂行及び不当行為について責任を課しているが、正当な免責事由について何ら規定を設けていない。実務の中で、倒産管財人が正当かつ合理的な理由があれば、抗弁としてそれを主張し、免責を受けることができる。倒産管財人の民事的責任の免責事由は、倒産管財人を保護し、救済の方法を与えるとともに、法律の公平性の原則に合致する。中国の企業破産法にとって、多いに参考になるであろう。また、民事的責任の免責事由において、商業判断ルールが重要な一環である。

商業判断ルールは、もともと会社法概念である。その中心的な理念は、善意かつ合理的な注意義務を果たした場合に行った商業上の判断が仮に結果的に誤ったと証明されても、当該判断を下した役員は会社の被った損失について責任を負わないということである。但し、ここで注意しなければならないのは、会社の役員が商業判断ルールを援用する前提として、会社の内部規定を遵守し、かつ会社法の定める義務に違反しなかったことが求められる。商業判断ルールは、倒産法に示唆を与えうる。すなわち、倒産管財人が債務者企業を管理する際に、注意義務を果たしたと認められれば、予期せぬリスクにより債務者または債権者に損失を与えても、倒産管財人の責任を迫及してはいけない。倒産管財人の管財業務においては、最も重要な理念が債権者及び債務者の利益の最大化である。ところが、現実の中で、利益の最大化を実現することに常にリスクが伴うし、かつそのリスクが回避できないことがほとんどである。その意味では、債権者及び債務者の利益の最大化を求める業務活動の中で、善意に業務を遂行し、かつ専門家としての注意義務を果たすとき、責任を迫及されるべきではない。商業判断ルールの正確な理解は、倒産管財人の業務行為の評価にとって極めて肝心である。そうしなければ、損害の結果及び倒産管財人の判断過誤

の客観的な有無を評価材料とする結果論に陥り、倒産管財人のインセンティブに不利な影響を与える。

ところが、現行の中国企業破産法は、商業判断ルールを採用していない。その代わりに、故意または重大な過失の有無は、裁判所が倒産管財人の責任を判断する基準である。これは、商業判断ルールの議論と大きな違いがある。一般的に、故意または重大な過失の有無という基準は、勤勉忠実義務違反の適用に対する制限であり、その目的が倒産管財人の責任の拡大化を防止することである。しかし、実務の中では、故意または重大な過失の認定は、はっきりとした基準が存在しないうえ、証明が非常に難しい。そのために、実際の運用が混乱で、場合によって、「故意」に関する理解の相違により、責任認定の拡張現象が見られる。これは、倒産管財人にとって、不平等と言わざるを得ない。その意味では、商業判断ルールは、「故意または重大な過失」という現行法の基準によって有効な補完となり、中国法にとってふさわしい免責事由になると言える。理論的に、法律が倒産管財人に課した法定義務が勤勉・忠実義務で、倒産管財人が前記二つの法定義務を果たしたとき、責任を負ってはいけない。

また、商業判断ルールによる免責のほか、債権者会議の決議による免責も重視されるべきである。けだし、本質的に、倒産管財人の重要な目標は、債権者及び債務者の利益の最大化である。そのために、債権者会議の決議に基づいて倒産管財人が特定の行為を行った場合に、仮に当該行為が事後的に認定基準上不当だと認められても、相応の責任主体は債権者会議であり、倒産管財人ではない。この時に、債権者会議の決議は、倒産管財人にとって免責事由に該当するであろう。さらに、実際の管財業務の中で、企業破産法に明確な規定が存在しないにもかかわらず、処理しなければ通らない事項がある。これらの事項に関して、倒産管財人が債権者会議の同意を求めた場合、当該事項に関して倒産管財人が免責される。よって、筆者は、債権者会議の決議が原則として倒産管財人の民事的責任に対する抗弁事由に該当し、免責事由であると考える。

3、民事的責任における「第三者」の認定

企業破産法第 130 条は、倒産管財人が本法の定める勤勉忠実義務に基づいて

職務を果せず、債権者、債務者または第三者に損害を与えた場合に賠償請求を負うと規定した。すなわち、第三者に損害を与えた場合でも損害賠償責任を負う。しかし、実務では、この「第三者」に関する理解が不明確で、法律は、いったい何者が第三者に該当するかについて何ら規定を設けていない。筆者は、この問題に関して、狭義の理解、つまり倒産事件に直接的な利害関係を持つ者だという理解を取るべきだと考える。倒産管財人が負うべき責任の範囲は、倒産管財人が利害関係者に対して負担する義務と関連付けられるので、倒産管財人が義務を負担しない利害関係者に対しても民事的責任を負うことがあるという解釈は、明らかに合理性を有しないであろう。

4、民事的責任を迫及する手続

企業破産法第 42 条 5 項は、「倒産管財人及び関係者が職務の遂行により生じた損害は、共益債務となる。」とし、共益債務は債務者財産から随時弁済を受けることができる。この条文を解釈すると、倒産管財人の職務行為による損害は、共益債務となり、債務者の財産から弁済を受けられる。債務者が前記弁済を行い、債権者または債務者が倒産管財人の行為に不当があると主張する場合には、倒産管財人の行為が勤勉忠実義務に違反したことを証明しなければならない。そのほかに、実務の中では、倒産管財人の責任迫及訴訟の管轄について、債務者に対する訴訟における倒産裁判所の専属管轄を定めた企業破産法第 21 条を準用するかどうかは、議論がある。多数説は、倒産裁判所の専属管轄を認める。その理由として、倒産管財人は倒産事件において債務者を代理して職務を遂行したので、債務者に対する訴訟における倒産裁判所の専属管轄を定めた規定が適用されるべきである。倒産管財人は、倒産管財業務において、各利害関係人の利害を比較衡量しながら業務を遂行するため、すべての利害関係人にとって満足できるわけではない。仮に、権利人が損害賠償責任に基づいて訴訟を頻繁に提起すると、倒産管財業務に事務的な支障を与えてしまう。その意味では、専属管轄に関する規定は、司法解釈または司法政策的文書により明確に決められるべきであろう。さらに、倒産事件の終結後に、債権者が倒産管財人に対して提起した訴訟は、倒産裁判所の専属管轄に属するかどうかについても、見解

の相違がある。筆者は、倒産事件の終結後も、債権者が倒産管財人に対して提起した訴訟は、倒産裁判所の専属管轄に属すべきだと主張したい。理由は以下である。すなわち、第一に、倒産裁判所は、もともと倒産管財人の業務を監督する法定の監督機関であり、倒産事件の具体的な事実関係、特に倒産管財人の責任の有無について、比較的明瞭な認識を有するので、審理しやすい。第二に、倒産事件の終結後に債権者が倒産管財人に対して提起した訴訟でも、かかわる倒産管財人の行為が通常倒産手続の中で行ったものである。第三に、倒産事件の具体的な事実関係に対する理解の相違により、異なる裁判所による審理は、審理結果の不一致をもたらすことがある。

三、倒産管財人の行政的責任

倒産管財人の行政的責任は、主に二つの問題がある。第一に、倒産管財人に対して行政的な処罰を下す主体である。企業破産法は、倒産管財人の不当行為に対して、過料、解任または除名の処分を認める。現行法の倒産管財実務では、倒産管財人は裁判所に対して報告を行うほか、不当な行為により裁判所から行政的処罰を受けることがある。特に、倒産裁判所は、倒産管財人を管財人名簿から除名する権限を有する。事実上、管財人名簿への登録がライセンスの性質を有するので、仮に除名された場合に、再び倒産管財人に就任することができない。そうすると、倒産裁判所と倒産管財人との間に潜在的な依存関係が存在し、倒産管財人は、独自性を失いかねない。例えば、受理条件を明らかに満たした倒産事件の申立てについて、倒産裁判所が不受理の決定を下した場合に、当該裁判が法律及び司法解釈の条文に対する明確な違反にもかかわらず、倒産管財人は、毅然として争うどころか、倒産裁判所の反感を買わないために、法律及び司法解釈に対する違反行為を指摘することさえ、困難であろう。このような不条理な現状は、管財人名簿からの除名という裁判所の懲戒権と、関係性がないとはいえない。この問題について、筆者は、行政的責任について、裁判所は監督者の役割を果すということは、すべての行政的懲罰が裁判所により実施されるべきことを意味しないと主張したい。そのために、行政管理機関としての倒産管理局（破産管理局）を設立し、倒産管理局が倒産管財業務を監督す

べきである。このような改革は、行政管理の専門化を促進するとともに、いま現在中国で進行されている司法改革という大きなバックグラウンドにも合致し、つまり、裁判所を司法裁判に専念させるということである。

第二に、倒産管財人がそれぞれの所管官庁または業界組織から行政的責任の追及を受ける問題である。企業破産法は、法律事務所、会計士事務所及び破産清算事務所等の専門機関に倒産管財人の資格を与えた。これらの専門機関は、それぞれ独立した業界団体により管理されている。そのために、倒産管財人が倒産事件において不当な管理行為を行った場合に、業界団体は、責任者に対して警告または訓戒等の行政的懲罰を下すことがある。但し、法律事務所または会計士事務所が倒産管財人に就任した場合と、弁護士または公認会計士が通常業務を取り扱う場合とは、その権利と義務が異なる。そのため、筆者は、業界団体が倒産管財人の不当な行為に対して行政的懲戒を発するとき、倒産管財業務と通常業務との実質的な差異を十分に認識しなければならないと考える。そうでなければ、倒産管財人の責任追及の拡大化をもたらし、倒産管財人の業務に支障を与えるかもしれない。

四、倒産管財人の刑事的責任

企業破産法第 131 条は、「本法の規定に違反し、犯罪に達した場合に、その刑事的責任を追及する」とした。但し、注意すべきことは、第 131 条の主体は倒産管財人に限らず、すべての倒産手続で犯罪を起こす者である。企業破産法に倒産管財人の犯罪に関する条文がなく、刑法にもそのような条文がない。倒産管財人がいかなる犯罪を起こせるかについて、筆者は、罪刑法定主義という刑法の原則に基づいて、会計資料等を隠匿・毀損する罪または詐欺罪の適用がありうると考える。けだし、これらの犯罪は犯罪の主体に限定がなく、いかなる者も同犯罪の構成要件を満たした場合に、犯罪になることがある。

実務の中で、刑法には倒産管財人の刑事的責任に関する条文が存在しないため、倒産管財人の主体の性質について議論がある。主に三つの見解が有力である。まず、倒産管財人が裁判所により指定されたので、国家公務員に準じて、国家公務員が主体となる汚職罪、業務上横領罪または職権乱用罪は、倒産管財

人にも適用できる。次に、倒産管財人は、「単位犯罪」になり得る。倒産管財人は通常、法律事務所、会計士事務所または破産清算事務所の名義で就任するので、倒産管財人が犯罪を起こした場合に、法律事務所、会計士事務所または破産清算事務所が犯罪の主体となる。最後に、会社法における取締役に準じて、倒産管財人の刑事的責任を追及することができる。

倒産管財人が裁判所により指定されるとしても、それは単なる指定の方法にすぎない。けだし、倒産管財人は、法律事務所、会計士事務所または破産清算事務所が就任し、その運営権の実施主体と経費の出所があくまで普通の市場主体である。それに、倒産管財人の業務は、専門的かつ事務的な業務が多く、公権力の行使及び公務の実施とほとんど関係しない。仮に、極めて不当な行為があっても、国家公務員に準じて、汚職罪や職権乱用罪を適用してはいけない。また、「単位犯罪」の問題について、たとえ倒産管財人は法律事務所、会計士事務所または破産清算事務所等の機関が就任するとしても、必然的に単位犯罪の刑法規定を適用することを意味しない。けだし、刑法における「単位犯罪」は、原則として刑法が明確に「単位犯罪」を設けた場合に限ると解される。

なお、倒産管財人を会社法における取締役に準じるかという問題は検討を要する。倒産事件における倒産管財人の業務遂行は独立して行われて、独立性と専門性が倒産管財人制度の重要な特徴である。その意味では、取締役と倒産管財人とは、性質が異なる。取締役が会社法上の義務を履行し、会社は健全なコーポレート・ガバナンスをもって、取締役のリスクを軽減する。ところが、倒産管財人は裁判所が指定し、裁判所と債権者会議の監督のもとで業務を遂行する。つまり、業務の性質でも業務の様態でも違うので、取締役に準じて、倒産管財人の刑事的責任を考えることは妥当ではない。もう一方、倒産管財人は、企業の被用者ではないので、罪刑法定主義のもとで、業務上横領罪または資金濫用罪等の適用も考えられない。けだし、業務上横領罪とは、企業またはその他「単位」の被用者が職務上の便宜により、本「単位」の財産を自分に属する犯罪であるからである。資金濫用罪とは、企業またはその他「単位」の被用者が職務上の便宜により、本「単位」の金銭を他人に使用させ、または他人に貸借する犯罪である。

実務では、倒産管財人は裁判所の指定に基づいて債務者企業を代表し、訴訟、

仲裁またはその他の方法を行使する権限を取得して、かつ債務者の全財産を管理する権限がある。その意味では、倒産管財人が債務者の財産または資金を横領・濫用する危険性があり得る。これら悪質な行為は、倒産管財人自身の社会的信用を大きく毀損するとともに、社会全体に大きな損害をもたらす。刑事的可罰性は十分に考慮できる。よって、筆者は、罪刑法定主義のもとで、現行法の規定のみで処罰し難い行為であるが、社会的損害の大きさ及び刑事的可罰性を有するため、刑法を改正し、または司法解釈を制定すべきだと考える。刑事的責任に関する明確の規定は、倒産管財人の管財業務を健全化させ、または債務者財産の保護にも寄与すると思われる。

五、まとめ

倒産管財人の義務は、法的責任を負う法的根拠である。法的責任は、義務の違反がもたらした不利益な効果である。倒産管財人の責任に関する制度は、倒産管財人制度の重要な構成部分であり、その欠如が倒産管財人業界の持続可能な発展に不利な影響を与える。しかし、もう一方、厳酷しすぎる責任の認定は、倒産管財人の業務に支障をもたらし、業界全体の発展にも良い影響をもたらさない。現在の中国法は、倒産管財人の責任に関して、責任能力、責任の方式及び責任の認定に理論的または実務的な課題が多く残されている。筆者は、いままでの倒産管財人の実務経験を基にして、いくつかの意見と提案を述べた次第であるが、皆様のご意見をいただき、共同認識が早急に形成されれば幸いである。